



ガソリンスタンドで施設の設置をお考えの方へ

ガソリンスタンドで施設を設置・変更・廃止などをする場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で全てを網羅しているわけではありませんので、詳しくは裏面に記載の各法令所管課担当にご相談下さい。



門型洗車機



ガソリタンク

環境法令に基づく規制の例

1

自動式車両洗淨施設（門型洗車機）

自動式車両洗淨施設（門型洗車機）を設置・変更・廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請、下水道法・水質汚濁防止法（水濁法）の届出が必要になる場合があります。

市
条
例

55-(1)-(9)

下
水
道
法

71

水
濁
法

71

2

送風機・コンプレッサー

送風機やコンプレッサーを設置・変更・廃止する際には、騒音規制法（騒音法）・振動規制法（振動法）の届出が必要になる場合があります。

騒
音
法

2

振
動
法

2

3

給油施設（ガソリタンク）

給油施設（ガソリタンク）を設置・変更・廃止する際には、市条例の申請が必要になる場合があります。

市
条
例

68-(1)-(3)

4

自動車特定整備事業の洗車施設

自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を設置・変更・廃止する際には、下水道法・水質汚濁防止法の届出が必要になる場合があります。

下
水
道
法

70の2

水
濁
法

70の2

※法令種類の下に記載している番号は、各法令の施設番号等を例示しています。

ガソリンの貯蔵、保管をしている場合

■事業所を廃止する際：
土壤汚染対策に関する申請・届出が必要になる場合があります

事業場を廃止する場合（敷地の一部廃止を含む）（土壤汚染対策法・市条例）

■形質変更する際：土壤汚染に関する申請・届出が必要になる場合があります

形質変更（敷地内の土地を掘ったり、盛ったりする）をする場合（土壤汚染対策法・市条例）

●ガソリンベーパー対策について

タンクローリーからガソリンスタンドへの荷卸時などにガソリンが蒸発してガソリンベーパーが発生するため、それらについて対策（蒸気返還方式接続設備、凝縮式処理設備もしくは吸着式処理設備またはこれらと同等以上の効果のある設備）を講じる必要があります。

その他の申請・届出が必要になる場合もあります

せん断機

せん断機を設置等する場合（市条例）（騒音法・振動法）

塗装の作業

塗装ブース等を設置等する場合（市条例）

酸またはアルカリ洗剤による部品洗浄機

酸またはアルカリ洗剤による部品洗浄機を設置等する場合（市条例・水濁法・下水道法）

PRTR

届出対象事業者（業種・従業員数・対象化学物質の年間取扱量で決まる）の場合（PRTR法）

※その他にも申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

担当部署と連絡先

主な所管する環境法令	担当部署	連絡先
横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境管理課 条例担当	045-671-2733
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	環境管理課 企画・化学物質担当	045-671-2487
横浜市生活環境の保全等に関する条例（地球温暖化対策計画書関係）	環境管理課 計画書制度等担当	045-671-4224
大気汚染防止法	大気・音環境課 大気担当	045-671-3843
騒音規制法・振動規制法	大気・音環境課 騒音担当	045-671-2485
水質汚濁防止法	水・土壤環境課 水質担当	045-671-2489
下水道法	水・土壤環境課 下水道担当	045-671-2835
土壤汚染対策法	水・土壤環境課 土壤対策担当	045-671-2494

総合お問い合わせ窓口はこちら

環境創造局 環境保全部 環境管理課

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
TEL 045-671-2733 FAX 045-681-2790

インターネットの情報もご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/>

●このリーフレットの制作は令和4年12月です。法令の改正等により内容に変更のある場合があります。